

平成25年1月～9月期 無事故・無違反コンクール中間結果

平成25年1月1日より実施している、河津町地区別無事故・無違反コンクールの1月～9月分の集計がまとまりましたのでご報告します。

○各地区の順位

☆ベスト5

順位	地区名	事故・違反点数
1位	泉奥原	0.0
1位	天川	0.0
3位	川横	128.2
4位	長野	128.8
5位	逆川	135.1

☆ワースト5

順位	地区名	事故・違反点数
23位	梨本	530.3
22位	筏場	475.7
21位	湯ヶ野	398.6
20位	見高入谷	355.0
19位	下峰	323.8

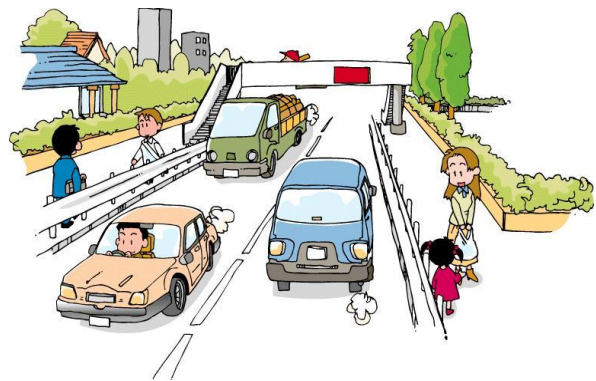
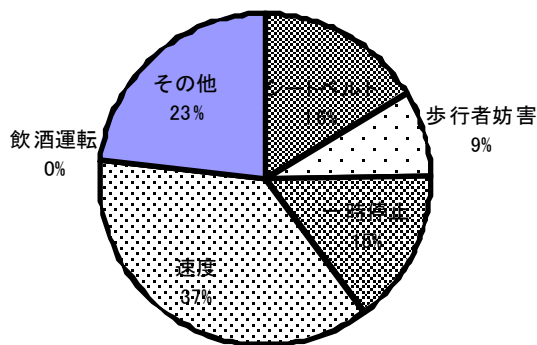
※交通事故及び交通違反等を点数化、集計し合計点数を人口1千人当りに換算して順位を決定する。

- ・交通事故による点数（静岡県内で発生した人身交通事故の第1当事者を対象とする。）
- ・交通違反による点数（下田警察署管内で検挙された飲酒運転・スピード違反等を対象とする。）

○違反等の状況

河津町の町民が第1当事者となった人身交通事故は、静岡県内で29件発生しました。また、下田警察署管内での交通違反では、271名が検挙されています。

交通違反の状況



☆静岡県では「ピカッと作戦！」を実施しています。

年末は日没時間も早まり、夕暮れ時から夜間の交通事故多発が予想されます。ドライバーは早めのライト点灯を心がけ、自転車や歩行者の動きに十分注意しましょう。

また、歩行者や自転車の方は明るい服装や「自発行式反射材」を着用し、周りに自分の存在を知らせましょう。



河津町交通安全対策委員会

裏面もご覧ください

道路交通法一部改正の概要

① 無免許運転・免許証の不正取得などの罰則が強化され、無免許運転を助長する車の提供・同乗の罰則が新設されます。

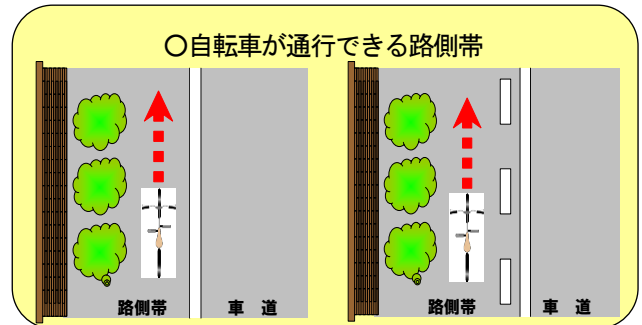
- 無免許運転をすると・・・**3年以下の懲役または50万円以下の罰金**（現行は1年以下の懲役または30万円以下の罰金）
- 無免許運転をするおそれがある者に自動車・原付を提供すると・・・**3年以下の懲役または50万円以下の罰金** ※自動車・原付を提供された者が無免許運転をした場合に限る
- 運転者が無免許運転であることを知りながら、自動車・原付に乗せてくれるように運転者に要求・依頼して同乗すると・・・**2年以下の懲役または30万円以下の罰金**
- 自動車の使用者等が無免許運転を下命・容認すると・・・**3年以下の懲役または50万円以下の罰金**（現行は1年以下の懲役または30万円以下の罰金）
※「自動車の使用者等」とは、自動車の運行を直接管理する立場にある事業主や安全運転管理者等
- 運転免許証を不正に取得すると・・・**3年以下の懲役または50万円以下の罰金**（現行は1年以下の懲役または30万円以下の罰金）

② 自転車が道路右側の路側帯を通行することが禁止されます。

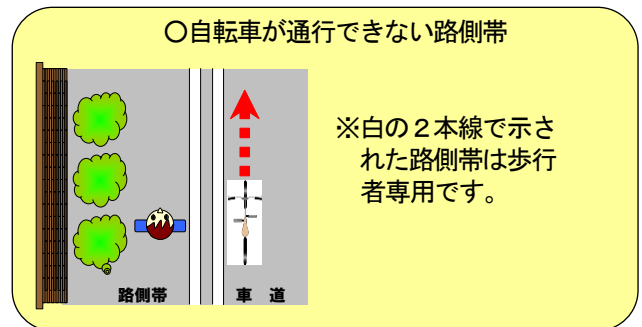
- 右側にある路側帯を通行すると・・・**3月以下の懲役または5万円以下の罰金**



現在、自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左側にある路側帯と右側にある路側帯のどちらも通行することができますが、改正後は、左側の路側帯しか通行できません。



○自転車が通行できる路側帯



○自転車が通行できない路側帯

※白の2本線で示された路側帯は歩行者専用です。

③ 警察官による運転中止命令などブレーキ不良自転車に対する指導が強化されます。

- ☆警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ（制動装置）を備えていないと認められる自転車を停止させ、その自転車のブレーキについて検査することができます。
- ☆ブレーキの整備不良やブレーキ自体がないことが確認された場合、警察官は、その自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや運転の中止を命じることができます。

- 警察官による停止や命令に従わなかったり、検査を拒否・妨害すると・・・**5万円以下の罰金**

※「所定の安全基準」とは・・・【道路交通法施行規則第9条の3】

- ① 前車輪及び後車輪を制動すること。
- ② 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロ毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

河津寄って

河津で初の軽トラ市

軽トラ市

日時 **12月8日(日) 9時~12時** (雨天決行)

会場 **河津町笹原地内 姫宮通り (歩行者天国)**



「軽トラ市」ってなに？

軽トラックの荷台やその脇をお店にして、地元の採れたて野菜や花、雑貨や飲食物など、運んできたまま露天のお店にしちゃおう！という、ちょっとユニークな青空市場のことです。

みんなで歩行者天国を歩こう！

笹原地内 姫宮通りを歩行者天国にして、軽トラック等がずら〜り並び、商品の展示・販売をします。

普段歩けない車道を、買い物しながらぶら〜り歩きましょう。

また、各出店者等から商品を募り抽選会も行います。

会場周辺図



主催：河津町産業経済活性化連絡協議会

事務局 まちづくり推進課 Tel.0558 - 34 - 1924

裏面あり

河津寄って軽トラ市 配置図

